令和　８年（ケ）第　　６４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１２日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　千　場　勇　太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１０日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 松山地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 松山地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分から 令和　８年１２月２１日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１２日から当庁民事書記官室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	5,040,000 4,032,000	一括	1,008,000	65,834	0
1	1,480,000				
2	710,000				
3	2,850,000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　６４号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市喜田村五丁目

　　地　　番　　１０３８番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０９．３７平方メートル

２　所　　在　　今治市喜田村五丁目

　　地　　番　　１０３８番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４８．７９平方メートル

３　所　　在　　今治市喜田村五丁目　１０３８番地１

　　家屋　番号　　１０３８番１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　９２．３４平方メートル
　　２階　　５６．８５平方メートル

令和　８年（ケ）第　　６４号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月２７日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　千　場　勇　太

1　不動産の表示
【物件番号１～３】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１～３】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　６４号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市喜田村五丁目

　　地　　番　　１０３８番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０９．３７平方メートル

２　所　　在　　今治市喜田村五丁目

　　地　　番　　１０３８番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４８．７９平方メートル

３　所　　在　　今治市喜田村五丁目　１０３８番地１

　　家屋　番号　　１０３８番１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　９２．３４平方メートル
　　２階　　５６．８５平方メートル

令和　８年（ケ）第　６４号
令和　８年　８月１９日受理
令和　８年　９月　４日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官　井　口　真　一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　64号

物　件　目　録

1　所　　在　　今治市喜田村五丁目

　　地　　番　　１０３８番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０９．３７平方メートル

2　所　　在　　今治市喜田村五丁目

　　地　　番　　１０３８番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４８．７９平方メートル

3　所　　在　　今治市喜田村五丁目　１０３８番地１

　　家屋　番号　　１０３８番１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　９２．３４平方メートル
　　２階　　５６．８５平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	今治市喜田村五丁目６番３８号
土地	物件１、２
現況地目	■宅地（物件１、２）□公衆用道路（物件　　）□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　■地積測量図のとおり（物件２） □建物図面（各階平面図）のとおり　■現況図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が、物件１土地上に下記物件３建物を所有し、物件１、２土地を占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件３
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が、物件３建物を 住居 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■現況図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ A （所有者）	1　私は、本件物件の所有者です。 2　本件物件において、一人暮らしです。 第三者との間に貸借関係等はありません。 3　本件土地につき、境界争いや近隣との揉め事などはありません。 4　本件建物の不具合は、大雨時に各所で雨漏りします。 また、歩くと床の沈み込みがあります。 5　本件物件において、リース物件はありません。 6　建物内でペットは飼育していません。 7　公共の上下水道を使用しています。 8　本件物件において、これまでに事件や事故はありません。 また、浸水などの自然災害に見舞われたこともありません。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1　本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から２枚目記載のとおり認めた。

2【都市計画区分】

今治市役所での調査によると、本件物件は都市計画区域内の市街化区域（用途地域：第一種住居地域）に位置している。

3【接　道】

南西側は、幅員約４m～幅員不明のｱｽﾌｧﾙﾄ舗装市道（建築基準法上の道路・写真 24 番）に、

北西側は、目的外土地（地番：1038 番 9、幅約 0.9m 延長約 16.4m）を介して幅員約２m のｱｽﾌｧﾙﾄ舗装市道（建築基準法上の道路・写真 23 番）に、それぞれ接面している。

なお、詳細は「評価書」を参照されたい。

4【本件土地の利用状況・範囲等】

⑴　物件１、２土地は一体となって、物件３建物の敷地として利用されている。

⑵　現況上、物件１、２土地相互の境界は判然としないものの、物件２土地の地積測量図に基づいて特定は可能であると思料する。

物件１、２一体土地と周囲の土地との境界は、周囲には、ほぼブロック塀があり、現況上は明らかである。

法務局には、地図に準ずる図面、地積測量図（ただし、物件１土地につき合筆前の残地、物件２土地につき求積したもの）及び建物図面が備え付けられている。

5【本件建物の状況・不具合等】

物件３建物は、全体的に経年（登記上：昭和５４年１０月２日新築）劣化が認められたほか、関係人の陳述のとおり、各所で雨漏り痕（写真７番）が見受けられ、床材の剥がれ（写真５番）、床の撓みを認めた。その他、ブロック塀が劣化し、ヒビ割れ（写真 22 番）が散見された。

6【その他】

物件１土地の北東側にカーポートが、物件３建物の北東側にさしかけが、それぞれ存する（写真 20 番）。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

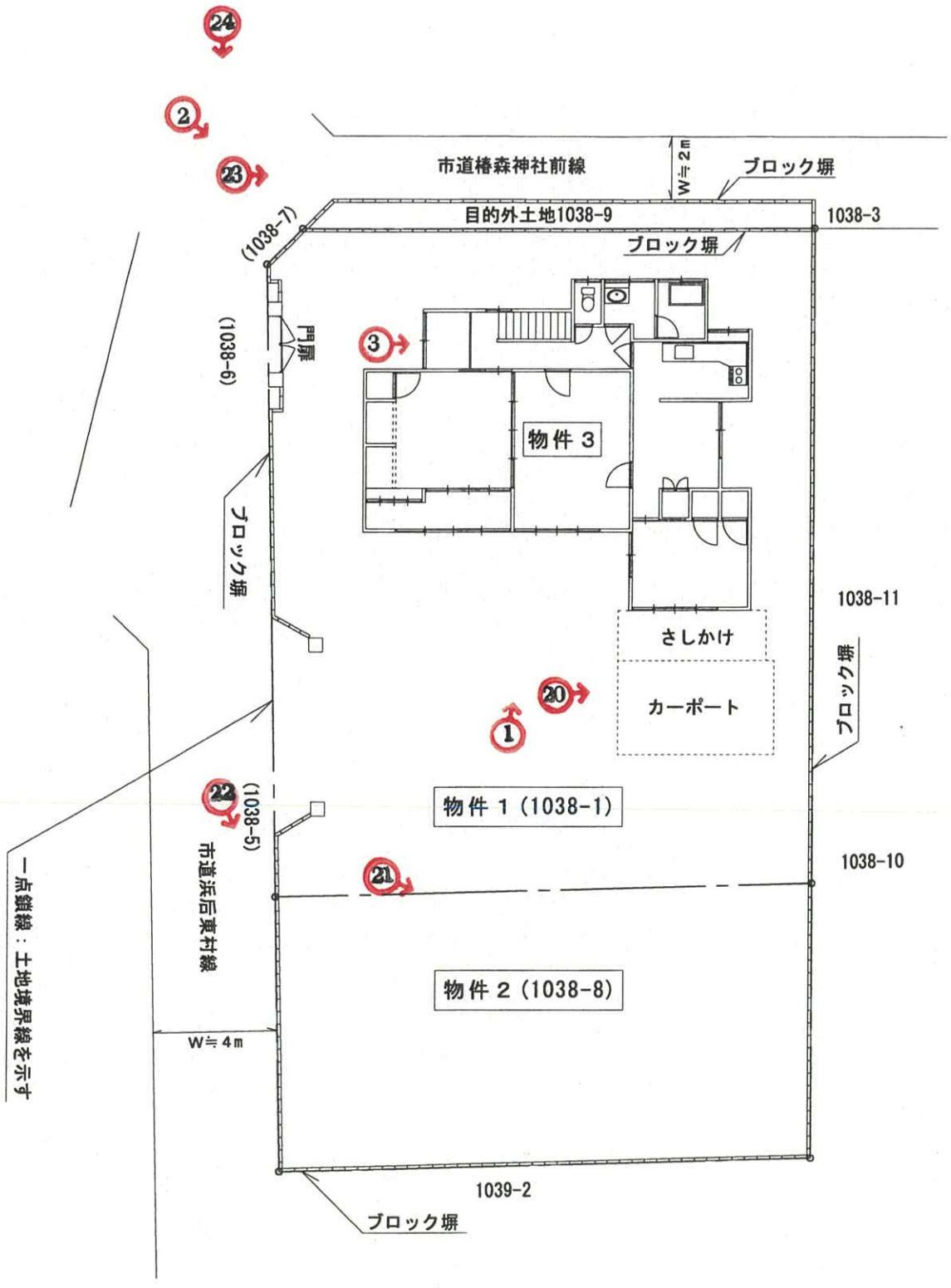
（調査経過用）

調　査　の　経　過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年８月 19 日 （水） 11：20－11：40	当庁	立入期日通知書並びに法務局及び市役所に対する各種申請書作成及び送付
令和８年８月 20 日 （木） 10：10－10：35	今治市役所	建物図面等資料収集、公法上の規制等調査
令和８年８月 20 日 （木） 10：40－11：00	松山地方法務局 今治支局	公簿公図等閲覧等調査
令和８年８月 20 日 （木） 12：40－12：50	携帯電話	A から聴き取り調査
令和８年８月 20 日 （木） 12：50－13：20	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影
令和８年８月 27 日 （木） 12：00－12：10	松山地方法務局 今治支局	閉鎖登記簿謄本申請等 追加調査
令和８年８月 27 日 （木） 13：10－13：55	物件所在地	立入調査、写真撮影、 A と面談、評価人同行

（特記事項）
なし

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

現況図



○は写真撮影方向及び番号を示す。

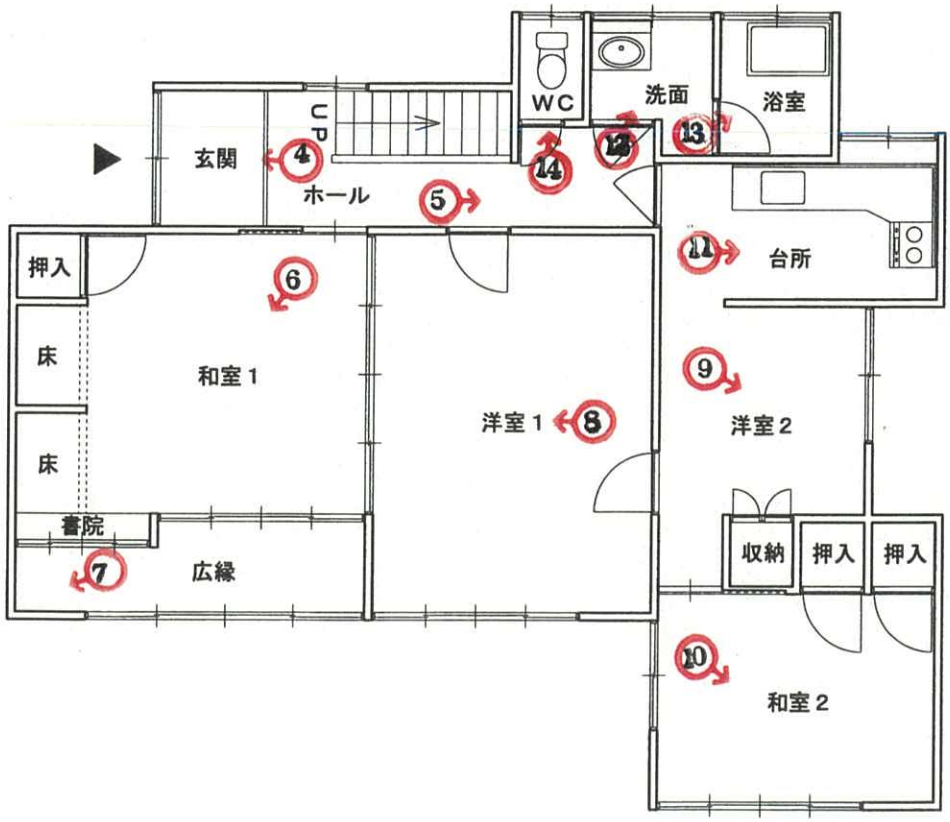
(注)本図は、官民・民民境界確認を経ていない評価人による現地概測に基づく概略図である。

S＝1/200

間取図



２Ｆ



１Ｆ



Ｓ＝1/100

○は写真撮影方向及び番号を示す。

1



2

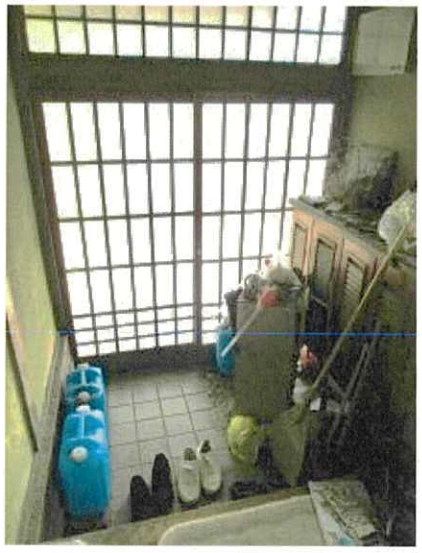


受命物件の状況

3



4



5



6



7



8



9



10



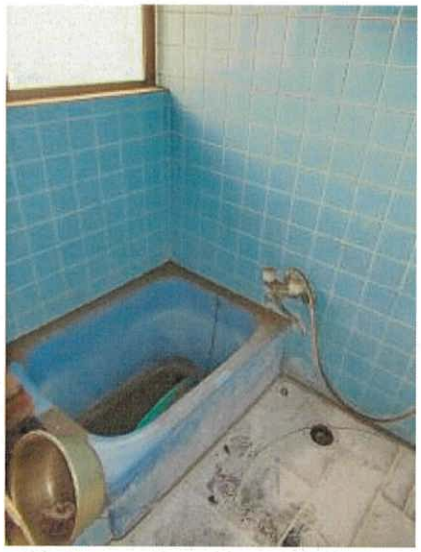
11



12



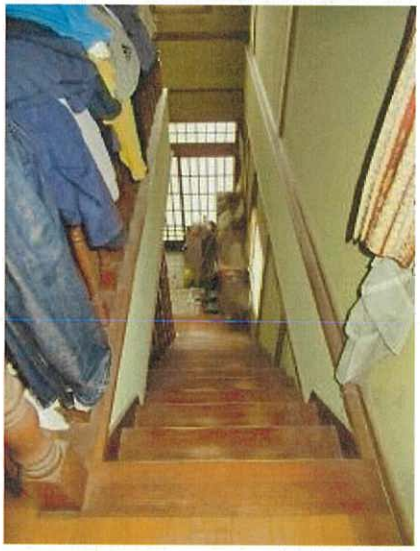
13



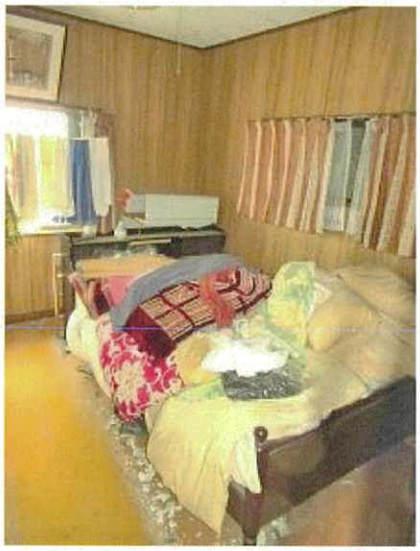
14



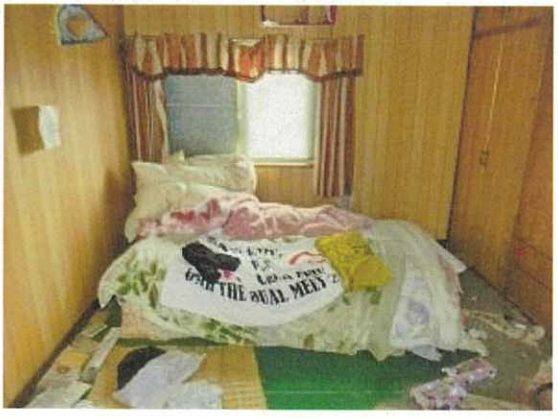
15



16



17



18



19



20



21



物件２土地

22



ブロック塀の損傷状況

23



24



接面道路の状況

写

令和　8　年（ケ）第　64　号
令和8年8月27日 現 地 調 査
令和8年9月1日 評　　価

松山地方裁判所　御中

評　価　書

評価人　　不動産鑑定士

大西　泰祐

第１　評価額

一　括　価　格	
	金5,040,000円
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金1,480,000円
物件２（土地）	金710,000円
物件３（建物）	金2,850,000円

１　一括価格は、物件１～３の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
３　物件１、２の内訳価格は物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登　　記	現　　況
1	所　　在	今治市喜田村五丁目	同左
	地　　番	1038番１	同左
	地　　目	宅地	同左
	地　　積	309.37㎡	同左
2	所　　在	今治市喜田村五丁目	同左
	地　　番	1038番８	同左
	地　　目	宅地	同左
	地　　積	148.79㎡	同左
3	所　　在	今治市喜田村五丁目1038番地１	同左
	家屋番号	1038番１	同左
	種　　類	居宅	同左
	構　　造	木造瓦葺２階建	同左
	床面積	１階：　92.34㎡ ２階：　56.85㎡	同左
番号	特記事項		
—	—		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　　（ 物件 １ 、 ２ ）

位置・交通	ＪＲ予讃線　伊予富田駅　の　北東方　道路距離約 2,500m 最寄バス停 せとうちバス「済生会病院前バス停」　の　北東方　約440m（徒歩約　6　分） （別添「位置図」参照）
付近の状況	物件は、一般住宅、共同住宅が多い中、事業所、店舗等が一部混在する住宅地域を形成している。
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分　市街化区域 用途地域　第一種住居地域 建ぺい率　60% 容積率　200% 防火地域　― その他規制　―
画地条件	物件１地積：　309.37㎡　物件２地積：　148.79㎡　合計：　458.16㎡ 物件１～２は、一体となって下記一団の敷地を形成している。 間口：　約29m　（南西側）奥行：　約17m 形状：　ほぼ長方形　　地勢：　ほぼ平坦地
接面道路の状況	南西側は幅員約４m～幅員不明ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装市道浜后東村線（建築基準法42条１項１号道路及び同法42条２項道路※1）にほぼ等高接面する。 北西側は目的外土地（1038-9、幅約0.9m延長約16.4m）※2を介して幅員約２mｱｽﾌｧﾙﾄ舗装市道椿森神社前線（建築基準法42条２項道路）にほぼ等高接面するが、北西側は直接同市道に接面しないので角地としない。
土地の利用状況等	地上建物（物件３）の敷地等として利用されている。
供給処理施設	上水道　あり 都市ガス　なし　（接面道路に配管はあり） 下水道　あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。
特記事項	○土壌汚染について 各種資料、ﾋｱﾘﾝｸﾞ調査等の結果、汚染された用途による利用はなかったものと推察される。 以上の結果及び現地において評価人としての通常の注意をもって見聞したところ、価格形成に大きな影響を与えることが極めて低いと判断されるので、価格形成要因から除外して評価を行う。 ○埋蔵文化財包蔵地について　　該当ﾅｼ ○土砂災害警戒（特別）区域　　該当ﾅｼ ※1 今治市建築課で調査したところ、物件１及び２土地の南西側接面市道浜后東村線の接面区間のうち北西側の一部は１項１号道路、南東側の一部は２項道路として記録されている。 ※2 目的外土地1038-9（登記地目：宅地、登記地積：14.70㎡）は、物件３建物の建築年月日（昭和54年10月２日新築）の約半年前である昭和54年３月19日に1038-2（昭和54年４月４日1038-1に合筆）から分筆されていること、幅が約0.9m～約0.95mである（接面市道幅員約２mの道路後退幅にほぼ一致する）こと、物件１に合筆された1038-2の元所有者名義であること等を勘案するに、道路後退部分と推測されるが、今治市建築課に建築計画概要書が残っておらず詳細は不明である。なお、現状はコンクリートブロックで囲まれており自由通行はできない状態である。

2　建物の概況及び利用状況　（物件 3）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　昭和54年10月2日　新築 経過年数　47 年 経済的残存耐用年数　0 年
仕　　様	構　造：木造 屋　根：日本瓦葺 外　壁：ﾓﾙﾀﾙ下地吹付仕上 内　壁：ビニールクロス貼（洋室、台所　外） ジュラク壁（和室） プリント合板張（洋室　外） タイル張（浴室） 天　井：石膏ボード　外（洋室、台所　外） 杉柾(貼天)･敷目（和室） バスリブ（浴室） 床　：板張、カーペット（洋室、台所　外） タタミ（和室） ＣＦシート張（ＷＣ　外） 設　備：電気設備　、給排水設備　、衛生器具設備 その他：－ 建　具：アルミドア　、アルミサッシ　、フラッシュ戸　外
床面積（現況）	1 階　92.34㎡　2 階　56.85㎡ 延床　149.19㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：現況調査報告書添付のとおり
品　　等	使用資材の質量　普通　施工の程度　普通 設計の良否　やや劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	・所有者が居住して占有する。 ・建物に付属する各種住宅設備について動作確認ができていないので使用可能かどうか不明である。
特記事項	・建築確認：昭和54年８月23日、第741号 検査済：　昭和54年10月２日、第284号 ・各所に雨漏り、床の沈み込みがみられる。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1)　建付地価格　　（ 物件 １ 、 ２ ）
目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	31,500	0.75	309.37	0.75	5,480,000
2	31,500	0.75	148.79	0.75	2,640,000

ア　　標準画地価格　　(公示価格等からの規準)
地価調査価格　　今治(県)－９

公示価格等		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
33,900円/㎡	×	99.4	/ 100 ×	100	/ 103 ×	100	/ 104.0 ＝	31,500円/㎡

◇ 時 点 修 正 ： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇ 標準化補正 ： 画地条件等を考慮した。
◇ 地 域 格 差 ： 街路条件、環境条件等を勘案して上記のとおり査定した。
イ 個 別 格 差 ： 地積過大　等
を勘案して上記のとおり査定した。
ウ 地　　積 ： 上記のとおり（登記数量）
エ 建 付 減 価 ： 建物と敷地との適応の状態等を考慮して　-25.0%　と判断した。

(2)　建物価格　　（ 物件 ３ ）
目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	195,000	149.19㎡	0.01	290,000

ウ　現価率（定額法）

・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用。
経過年数　47年　　経済的残存耐用年数　　0年　　残価率　1%

観察減価法　　不要

・ 現価率　＝｛　1%　＋（ 1 － 1% ）×（　0年　／（ 47年 ＋ 0年 ））｝
×（ 1 － 0.0% ）
＝　0.01

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	5,480,000	0.55	法定地上権	3,010,000
2	2,640,000	0.55	法定地上権	1,450,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を 法定地上権 と判定し、その割合を上記のとおり査定した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	5,480,000	-3,010,000		1.0	0.60	**1,480,000**
2	2,640,000	-1,450,000		1.0	0.60	**710,000**
3	290,000	+4,460,000	—	1.0	0.60	**2,850,000**
一括価格(合計)						**5,040,000**

ウ 占有減価修正：必要なし
エ 市場性修正：必要なし
オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１ 地価調査価格　　今治(県)－９

所在	今治市喜田村４丁目1012番５（喜田村4-7-20）
価格	33,900円/㎡
位置	伊予富田2.5km
価格時点	令和7年7月1日
地積	143㎡
供給処理施設	水道、ガス、下水
接面街路	南東４m私道
用途指定等	１住居
建ぺい率･容積率	(60　200)
地域の概要	中規模一般住宅、アパート、工場等が混在する既成住宅地域

２ 固定資産税評価額　（　令和８年度　）

物件１	6,841,599円
物件２	3,290,434円
物件３	2,062,386円

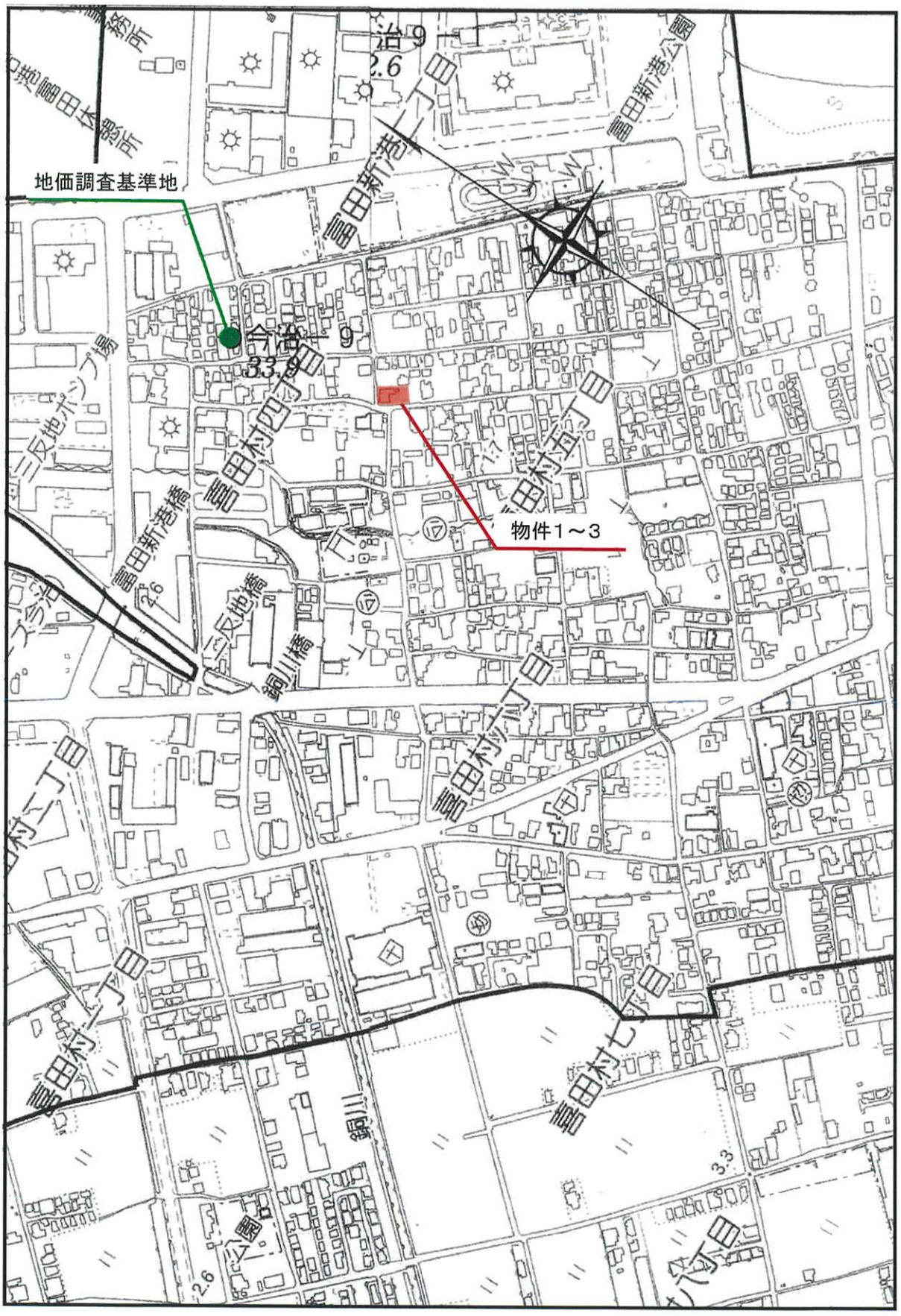
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　附属資料

１　位置図
２　公図(写)
３　地積測量図
４　建物図面・各階平面図

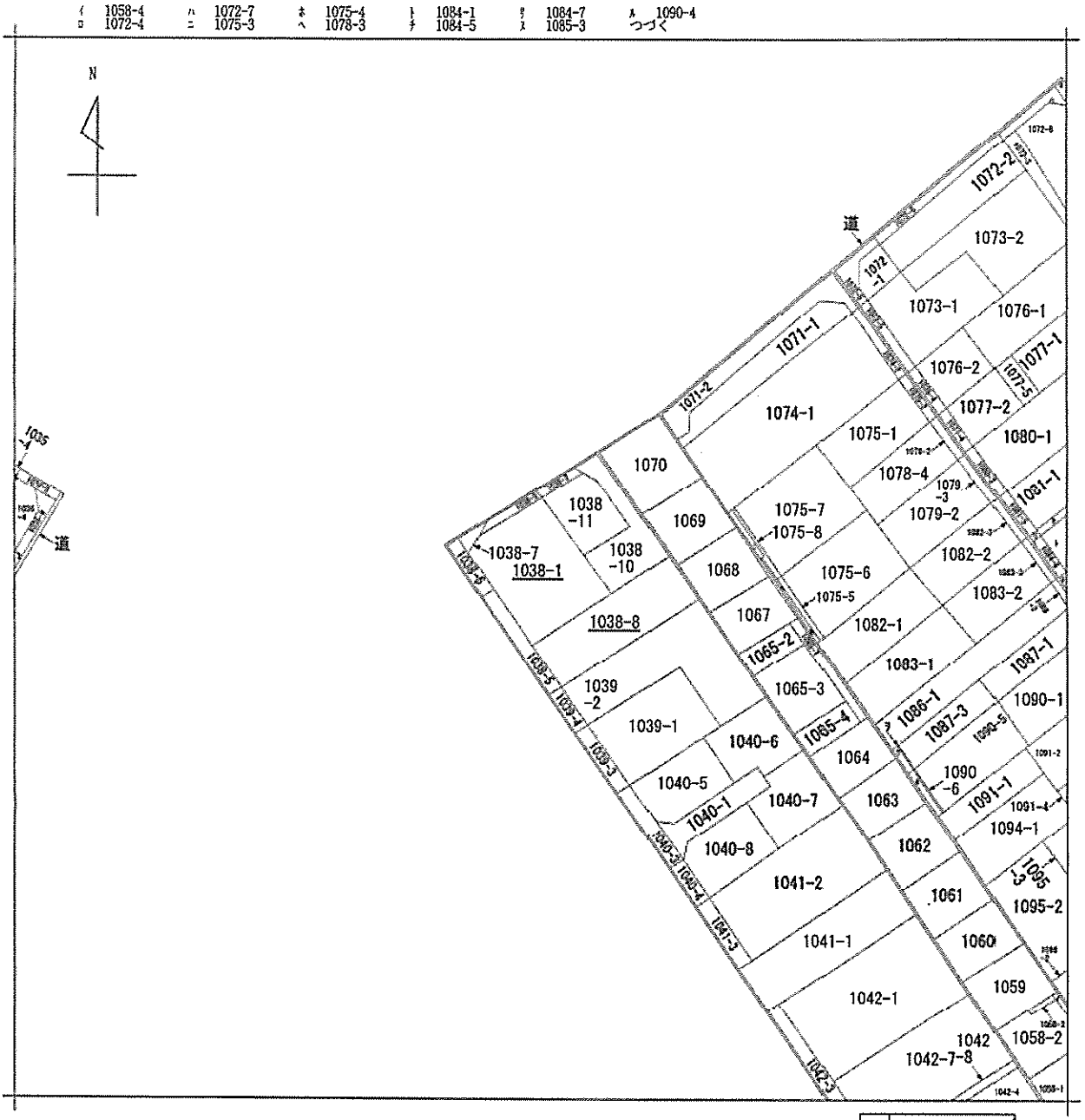
以上

物件位置図



出所:「愛媛県　令和7年度愛媛県地価調査書『位置図』」

S≒1/5,000



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	今治市喜田村五丁目				地番	1038番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年8月20日
松山地方法務局今治支局
登記官 [redacted]

請求番号：2-2
(1/2)

A3判をA4判に縮小

公用

公用

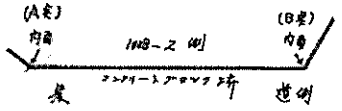
登記年月日：昭和54年3月15日

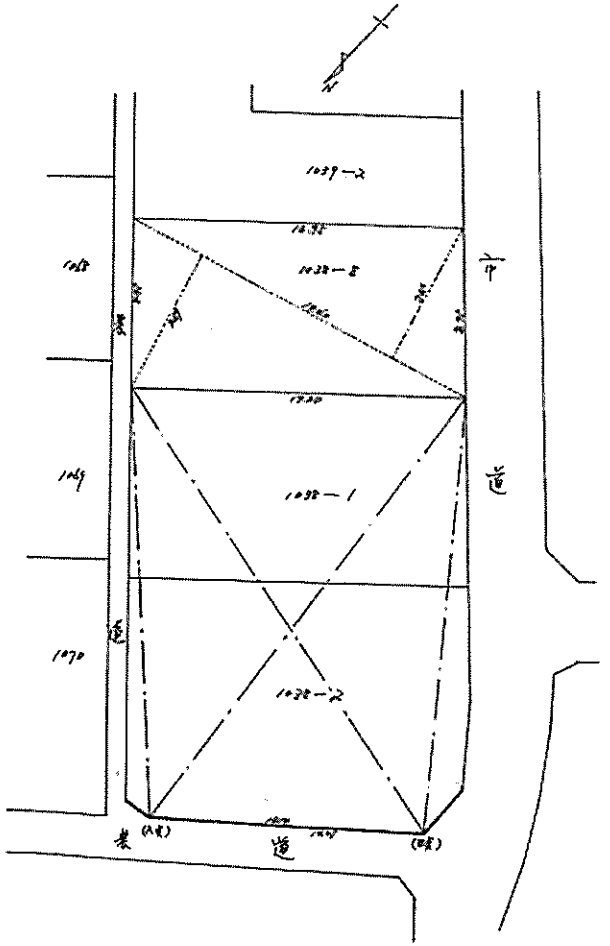
117357 前1038-1

分筆地積測量図

地番	1038－8　－1
土地の所在	今治市~~喜田村字大池~~ 喜田村5丁目

準拠点A点B点





求積

1038－8

19.40×(7.69＋7.65)÷2＝148.798 (148.79㎡)

1038－1

249.00－148.798＝100.202 (100.20㎡)

縮尺	1/M 1/250 1/M

(愛媛県土地家屋調査士会指定用紙)　No. 044　(52.8. 200冊)

昭和54年3月12日

作製年月日

作製者

[redacted]

申請人

[redacted]

昭和54年3月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年8月20日　松山地方法務局今治支局

登記官 [redacted]

A3判をA4判に縮小

請求番号：2-4

公用

登記年月日：昭和54年10月8日

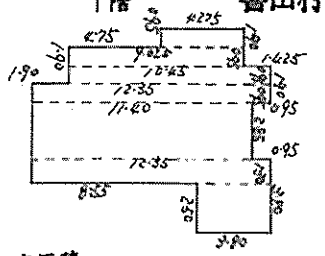
315931　~~各階平面図~~

建物図面
各階平面図

家屋番号	1038-1
建物の所在	今治市喜田村字大浜 1038-1

喜田村5丁目

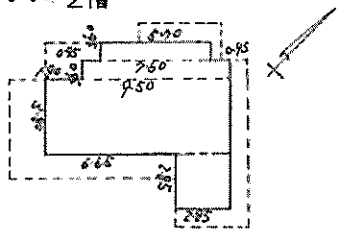
1階



床面積

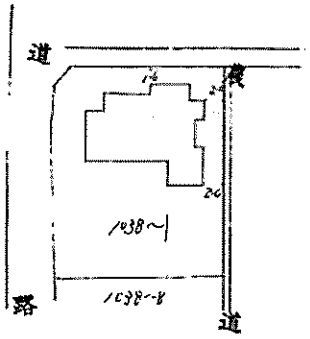
4.275 × 0.95 ＝ 4.06125
9.025 × 0.95 ＝ 8.573725
10.45 × 0.95 ＝ 9.92275
12.35 × 0.95 ＝ 11.73325
11.4 × 2.85 ＝ 32.49
12.35 × 1.3 ＝ 16.055
3.8 × 2.5 ＝ 9.50
合計 92.34

2階



床面積

5.7 × 0.95 ＝ 5.415
7.5 × 0.95 ＝ 7.22
9.5 × 3.8 ＝ 36.10
2.85 × 2.85 ＝ 8.1225
合計 56.8575



作製者	土地家屋調査士 [redacted]	月 日作製）	縮尺	1/250M	
申請人	[redacted]		縮尺	1/500M	

（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

3.09　55.10.8

（日調連12）　（日加約）

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年8月20日　松山地方法務局今治支局
登記官 [redacted]

A3判をA4判に縮小

請求番号：2-3